

令和7年大船渡市大規模林野火災に伴う被災住宅の応急修理のご案内

(日常生活に必要な不可欠な最小限度の部分の修理)

令和7年2月26日に発生した令和7年大船渡市大規模林野火災（以下、「林野火災」という）により、住家が大規模半壊の被害を受けた世帯又は半壊等（中規模半壊、半壊、準半壊）の被害を受け自ら修理する資力の無い世帯に対し、被災した住宅の居室、台所、トイレ等の「日常生活に必要な不可欠な最小限度の部分」を、市が業者に依頼し、一定の範囲内で応急的に修理します。

1 対象世帯及び対象住家

- (1) 林野火災に係るり災証明書に記載されている住家の被害の程度が、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊の証明を受けていること。
 - ア 被災した住家を修理して居住し続けることが条件になります。
 - イ 全壊の場合でも、応急修理を行うことにより、居住が可能かつ居住する場合は対象となります。
 - ウ り災証明書が必要になります。
 - エ 避難所及び公営住宅並びに応急仮設住宅を利用しないこと。（修理期間が災害発生の日から1月以上かかる場合は、民間賃貸住宅のみなし仮設への一時避難は可。ただし災害発生の日から6月以内に退去すること。）
 - オ 半壊等（中規模半壊、半壊、準半壊）の証明を受けた世帯は、自らの資力で応急修理が出来ないこと。（資力に関する申出書の提出が必要）
- (2) 住家のみ対象となります。（空き家、作業場、物置、倉庫、駐車場等は「対象外」です。）

2 対象工事

- (1) 林野火災と直接関係のある被害で、日常生活に不可欠な部分の修理のみ対象です。
- (2) 修理方法は代替措置でも可とします。

例) 柱の応急修理が不可能な場合に壁を新設する等。
- (3) 下記の例のような修理は「対象外」となります。詳細は、実施要領の別紙1及び別紙2を参照してください。
 - ・古いものを新しいものに交換するもの。
 - ・1階トイレが被災したが、2階トイレが使用できる場合に被災したトイレを修理するもの。
 - ・畳や壁紙のみの修理や交換。
 - ・内装仕上げのみの修理するもの。ただし、壊れた床や壁等の下地と合わせて修理等を実施する場合は、定められた範囲のみ対象とします。
 - ・家電製品等の修理や交換。
 - ・被災前の仕様よりもグレードアップするもの。

例) 暖房便座から温水洗浄便座への交換は「対象外」です。（元から温水洗浄便座の場合は対象になります。）

3 救助期間

修理完了期限は、原則として災害発生の日より6月以内に工事を完了すること。（被災地の状況により変更になる場合があります。）

4 救助内容

- (1) 限度額は、1世帯あたり税込み717,000円（準半壊以外の世帯）、348,000円（準半壊の世帯）となります。（補助金ではありません。救助のための現物給付です。）
- (2) 限度額を超えた部分は、申請者の自己負担となります。

※ 同じ住家に2以上の世帯が同居している場合であっても、限度額は1世帯あたりと同額になります。

5 注意事項

- (1) 原則、市に登録している業者（別紙の指定業者一覧参照）による工事となりますが、登録していない業者を希望する場合は、お問い合わせください。
- (2) 市が業者に発注します。別紙の指定業者一覧の中から業者を選び見積書等を入手し、市へ提出してください。
- (3) 自己の資力で修理できない世帯が対象です。（既に修理済みのもの等は、対象となりません。）
- (4) 被害状況の写真（修理前）、工事状況の写真（修理中）、完了状況の写真（修理後）を必ず撮影してください。写真が無い場合は、対象とならない場合があります。

6 お問い合わせ・お申し込み

大船渡市役所 住宅管理課 住宅建築係（本庁舎3階） TEL：0192-27-3111（内線322）

別紙 指定業者一覧

業 者 名		住 所	TEL	FAX
(株)佐賀組	代表取締役 高橋 賢	盛町字田中島 27-1	27-7331	27-5660
(株)三栄工業所	代表取締役 金 一磨	赤崎町字普金 10-5	25-1171	25-1173
正三建設(株)	代表取締役 佐々 克考	三陸町綾里字黒土田 175	42-3114	42-2377
(株)匠建設	代表取締役社長 中嶋 豊	盛町字内ノ目 12-13	27-7600	27-7601
豊島建設(株)	代表取締役 紀室 裕哉	大船渡町字地ノ森 61-8	25-1165	26-6114
(株)明和土木	代表取締役 金野 乃士	大船渡町字上山 14-3	27-2720	27-1297
亘理建設(株)	代表取締役 亘理 宏喜	赤崎町字鳥沢 247-2	26-5765	26-5865
(株)菊池組	代表取締役 佐々木 孝雄	大船渡町字地ノ森 61-7	27-7700	27-7701
(株)小松組	代表取締役 小松 格	大船渡町字地ノ森 61-9	27-0110	27-1528
(有)コンノ建設	代表取締役 金野 優	大船渡町字明神前 13-7	27-9501	27-9510
(有)佐藤工務店	代表取締役 志田 成樹	大船渡町字地ノ森 28-14	27-7067	22-7066
(有)さとう木工所	代表取締役 佐藤 昌己	赤崎町字後ノ入 116-1	27-1327	27-1388
(株)杉山組	代表取締役 杉山 隆一	日頃市町字長安寺 92-6	27-1543	21-3125
(株)高橋組	代表取締役 高橋 勝	大船渡町字丸森 22-3	27-2110	26-5020
(株)中澤組	代表取締役 中澤 武義	大船渡町字新田 38-10	27-3420	27-9687
(株)金子ルーフ工業	代表取締役 金子 正勝	大船渡町字新田 46-14	26-0052	22-8006
(株)田村鋳金工業所	代表取締役 田村 恵功	大船渡町字下平 22-3	26-4868	27-3418
(有)フチガミ	代表取締役 淵上 淳	立根町字中野 88-2	27-2040	26-4960

※ 上記の業者以外に依頼したい場合は、その依頼したい業者の見積書等を入手し、市へ提出してください。

見積書には下記の事項を記載してください。（書式は任意の書式でかまいません。）

- ① 会社名、住所、連絡先、担当者名
- ② 金額（税込み）
- ③ 施工箇所毎の明細（使用する資材等の数量及び単価、労務費の人数及び単価、諸経費等）